

## 呉市ネーミングライツパートナー 募集要項【通年募集】

### 1 目的

呉市では、次の二つの目的を達成するため、市の施設及び市が開催するイベント（以下「施設等」といいます。）に係る愛称の命名権（以下、「ネーミングライツ」といいます。）の導入を図ります。

- (1) 安定的な財源確保による持続可能な施設運営と市民サービスの向上
- (2) 地域づくりへの参加・貢献機会の提供

### 2 定義

#### (1) ネーミングライツ事業

ネーミングライツ事業とは、施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称（一般的な呼称として用いられる愛称であり、条例に規定する施設の名称を変更するものではありません。また、施設の所有権、運営等に影響を与えるものではありません。）を付与し、その対価としてネーミングライツ料を得て、適正な施設の維持管理運営と市民サービスの向上を図るものです。

#### (2) ネーミングライツパートナー

ネーミングライツパートナーとは、ネーミングライツを購入いただく、いわゆるスポンサー企業のことを指しますが、官民連携により、社会貢献・地域貢献につながることから、本市では「パートナー」と称します。

### 3 対象施設の概要

#### (1) 対象施設

「別紙1 対象施設一覧」、 「別紙2 対象施設個票」を参照してください。  
なお、別紙に記載する休館日や使用料などは募集時点のものです。

#### (2) 自由提案

「別紙1 対象施設一覧」以外にネーミングライツを検討したい施設やイベント<sup>\*1</sup>などがある場合は、「自由提案事前相談書（様式第6号）」を行政改革デジタル推進第1課にお送りください。

自由提案は、税別で年額30万円以上、3年以上を目安<sup>\*2</sup>に御提案ください。

施設所管課等と調整の上、申請の可否や条件などを回答します。なお、相談内容、回答内容は公表しないものとします。

回答後の応募については「8 応募の手続き」により応募してください。

※1 市役所・支所などの庁舎、病院、学校、文化財、市営住宅、駐車場・駐輪場など、公平性・中立性を損なうと誤解を受けるおそれがあるもの、市民生活に混乱を招く恐れのあるもの、その他対象としてふさわしくないと判断した提案は対象外とします。

※2 金額、期間については、別途協議させていただく場合があります。

#### (3) 役務や物品の提供等の提案

ネーミングライツ料に加えて、施設の魅力向上や地域貢献のための役務や物

品の提供などの提案があれば併せて審査します。また、イベントの開催等、施設の魅力向上のための幅広い提案を受付けます。この場合において、提案するネーミングライツ料は「(1) 対象施設」では「別紙1 対象施設一覧」に記載する希望契約額以上、「(2) 自由提案」では税別で年額30万円以上としてください。

#### 4 ネーミングの条件

##### (1) 基本条件

ア 条例に規定する施設の名称は変更せず、施設の愛称として、企業名、商品名（ブランド）等を付けることができます。

イ 対象となる施設等にふさわしく、親しみやすい愛称とします。

ウ 民間施設を含む他の施設等と混同しにくい愛称とします。

エ 指定管理者制度導入施設については、ネーミングライツ導入時の指定管理者の事業目的と競合する企業の名称等は使用できないものとします。

オ 呉市広告掲載取扱要綱第4条及び呉市広告掲載基準第3条により広告掲載を行わないことが規定されている内容（例：法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、政治性や宗教性のあるもの）に該当する愛称は使用できないものとします。

カ ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできないものとします。

キ 契約期間中の愛称の変更は、原則として行うことはできないものとします。

ク 対象となる施設等の使用者の意向（スポンサーの競合）等により、愛称の使用が制限される場合があります。やむを得ず愛称が使用できない場合は、施設の正式名称、又は正式名称を併記した愛称を使用します。

ケ 決定した愛称及びロゴマークに関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいいます。）をネーミングライツパートナーが取得した場合は、市（指定管理者制度を導入した施設においては指定管理者として指定された者を含みます。）が無償で使用できるものとします。

##### (2) 契約金額、契約年数及び愛称の特別条件

「別紙2 対象施設個票」を参照してください。

##### (3) 第三者による愛称の使用

第三者が愛称を使用することを妨げないものとします。

#### 5 スポンサーメリット（特典）の付与

市がネーミングライツパートナーに付与する予定の特典は次のとおりです。

##### (1) 愛称表示の変更

ア ネーミングライツパートナーは、市が定める位置に愛称表示を設置することができます。

イ ネーミングライツパートナーは、市に対して新たな愛称表示の設置を提案することができます。

ウ 呉市屋外広告物条例（平成28年条例第33号）等に基づき、愛称表示に

- 一定の制限が生じるとともに、別途手続が必要となる場合があります。
- エ 愛称表示の変更及び当該表示の維持管理に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
  - オ 契約期間満了後の原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
  - カ 敷地外、道路標識等の既存の表示を愛称表示に変更したい場合は、道路標識等を所有する国等の関係機関と協議の上、認められたものについて行っていただけます。また、そのネーミングライツパートナーが直接表示変更を行えない場合は、市や関係機関が表示変更を行い、実費相当額を負担していただくこととなります。

## (2) 愛称の使用

- ア 市は、愛称の使用に努めますが、利用者の混乱を避けるため、当分の間、愛称に条例で規定する施設の名称を併記する場合があります。
- イ 市が作成するパンフレット、封筒等の印刷物等に表示する愛称について、契約後に作成するものに係る費用は市が負担しますが、契約前に既に作成しているものに係る施設表示の変更については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ウ 指定管理者が作成するパンフレット、封筒等の印刷物等に表示する愛称について、契約後に作成するものに係る費用は指定管理者が負担しますが、契約前に既に作成しているものに係る施設表示の変更については、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- エ 愛称の使用開始後に開催されるイベントであっても、契約時点で、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

## (3) パートナー企業等の紹介表示の設置

- ア ネーミングライツパートナーへの理解を深め、愛称に親しみを持っていただくとともに、愛称の浸透を効果的に図るため、ネーミングライツパートナー企業等を紹介する表示（以下「パートナー紹介表示」といいます。）を市が定める位置に設置することができます。ただし、施設によってはパートナー紹介表示が設置できない場合があります。
- イ パートナー紹介表示の設置、当該表示の維持管理及び契約期間満了後の原状回復に係る費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- ウ パートナー紹介表示の内容は、事前に市と協議することとし、設置した内容は原則として契約期間中に変更しないものとします。なお、アに掲げる趣旨から、専ら商品の宣伝を行うものは設置しません。
- エ パートナー紹介表示の形態は、日本産業規格A列1番相当（594mm×841mm）のポスター1枚程度とします。

## 6 応募資格

応募できる者は次の条件を全て満たしているものとします。

- (1) ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた団体であること。
- (2) 政治団体・宗教団体でないこと。
- (3) 衆議院議員，参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者が役員を務める団体でないこと。
- (4) 応募書類の提出時点で，呉市税の滞納がないこと。
- (5) 指定管理者制度導入施設については，ネーミングライツ導入時の指定管理者の事業目的と競合関係にないこと。
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に定める暴力団と関係する者でないこと。

## 7 スケジュール

募集から愛称の使用開始までの日程は，次のとおりです。

内 容	期 日
① 募集	随時
② 質疑の受付期限	随時
③ 質疑に対する回答 自由提案事前相談の回答	質疑受付後，概ね5日以内 ※ 相談受付後，概ね10日以内 ※
④ 応募申込書等の提出期限	随時
⑤ 審査委員会	応募書類の受理後，概ね10日以内 ※
⑥ 審査結果の通知	審査終了後，概ね5日以内 ※
⑦ 契約の締結	審査結果の通知後，概ね1か月以内 ※
⑧ 施設表示等の変更	契約締結後 ※
⑨ 愛称の使用開始	契約締結時に協議

※ 閉庁日を除く。内容によって日にちを要する場合があります。

## 8 応募の手続き

提出書類に必要事項を記入し，持参又は郵送（簡易書留）で提出してください。

審査は，受付先着順とします。審査中の施設等への応募は受け付けないものとしますので御注意ください。（同日において複数の応募があった場合は，複数の応募を受け付け，併せて審査するものとします。）

### (1) 受付期間

随時受け付けます。御持参の場合は，期間内の開庁日の午前9時から午後5時まで提出してください。

郵送の場合は，宛先を「呉市総務部行政改革デジタル推進第1課」とし，封筒に「ネーミングライツ応募書類在中」と記載し，簡易書留で発送してください。

(2) 提出先

「呉市役所 4 階 行政改革デジタル推進第 1 課」に提出してください。

(3) 提出書類

書類名	提出部数
応募申込書兼誓約書（様式第 1 号）	1 部
暴力団と関係する者でないことの誓約書兼同意書 （様式第 2 号）	1 部
応募者の概要（様式第 3 号）	1 部
当事者の事業内容のわかるもの（パンフレット等）	10 部
直近 3 年分の決算書（損益計算書及び貸借対照表）	1 部
登記簿謄本（現在事項証明書） ※発行後 3 か月以内	1 部
納税証明書（呉市税の滞納のない証明） ※発行後 3 か月以内、呉市税の納税が無い場合は本社所在地等の納税証明書	1 部

(4) 資料の配布

募集要項，提出書類の様式，その他募集に関する資料は，市のホームページ（<https://www.city.kure.lg.jp/>）からダウンロードしてください。

窓口での配布は行いません。

(5) 提出書類の様式

ア 提出書類は，A 4 判とし，文字サイズは 10 ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。

イ 言語は日本語，通貨は円とします。

(6) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は，応募者に帰属します。ただし，市長がこの募集に関する報告，公表等のために必要であると認めた場合は，応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 提出書類に係る情報公開請求があった場合には，呉市情報公開条例（平成 11 年呉市条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となり，特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き，請求・申出による公開を行います。

ウ 提出書類に含まれる商標権等の，各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は，応募者が負うものとします。

エ 提出書類は，この募集の審査以外の目的で使用しません。

オ 提出書類は，一切返却しません。

(7) 資料の差替え

提出された書類等の差替え又は再提出は認めません。ただし，本市から指示があった場合は除きます。

(8) 応募資格の取消し

次の場合に，応募資格を取り消します。

ア 提出書類に虚偽の記載等が判明したとき。

イ 応募申込後に応募資格を満たしていないことが判明したとき。

(9) 応募の辞退

応募申込後に辞退する場合は、応募書類受理後、閉庁日を除く3日以内に「応募辞退届（様式第5号）」を提出してください。

## 9 質疑の受付及び回答

ネーミングライツに関する質疑（自由提案を除く。）は、全て「質問・照会書（様式第4号）」によるものとします。質疑がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

随時

(2) 提出方法

「質問・照会書（様式第4号）」を、電子メール又はファクシミリにより呉市総務部行政改革デジタル推進第1課宛に送信してください。

電子メールを送信する場合、件名は「ネーミングライツ公募の質疑【事業者名】」としてください。

ファクシミリを送信する場合、送信ミス等を防ぐため、送信後に必ず電話連絡をしてください。

(3) 提出先

呉市総務部行政改革デジタル推進第1課

メールアドレス gyodigi-1@city.kure.lg.jp

ファクシミリ 0823-21-8849

(4) 回答日及び回答方法

質疑の提出後、概ね閉庁日を除く5日以内に電子メール等で回答します。

なお、募集要項の運用の解釈など、内容によっては、呉市ホームページに回答を掲載する場合があります。この場合、質問者名は公表しません。

(5) その他

応募に対する提案・意見や審査に関する質問は一切受け付けません。

## 10 審査委員会の実施

(1) 日時

随時（応募書類の受理後、概ね10日以内）

(2) 審査委員会の設置

審査は、「ネーミングライツ審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行います。審査委員会は、応募書類をもとにした書類審査により、応募者の安定性、適格性、ネーミングライツ料などを総合的に審査します。

(3) 審査項目（書類審査）

	項目	内容	配点
1	応募者の安定性, 適格性	経営状況等	20点
		社会的貢献等に関すること (役務や物品の提供等)	20点
2	愛称	親しみやすさや浸透しやすさ	15点
		ふさわしさ	15点
3	ネーミングライツ料	提案金額（年額）	30点

(4) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に書面で通知します。

(5) ヒアリングの実施

必要に応じて、審査委員会の前に施設所管課がヒアリング（聞き取り調査）を実施することがあります。その場合は、詳細を別途通知します。

(6) その他

ア 応募者が1者の場合においても、審査を実施します。

イ 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナー候補者を選定しないことがあります。

ウ 審査委員会の審査内容は非公開とします。審査結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じられません。

## 11 審査結果の公表

ネーミングライツパートナー候補者を決定したときは、次のとおり公表します。

(1) 公表の内容

ア 対象施設等

イ 対象施設等の愛称（予定）

ウ 契約期間（予定）

エ ネーミングライツパートナー候補者の名称

オ ネーミングライツ料（予定）

カ 応募者数

キ その他必要な情報

(2) 公表の方法

市ホームページ及び市政だよりに掲載するとともに、報道機関等に情報提供を行います。

## 12 契約の締結及び解除

- (1) ネーミングライツパートナー候補者を公表後、速やかに市と候補者の間で契約を締結します。
- (2) ネーミングライツパートナー候補者が、次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
  - ア 「6 応募資格」に記載する応募資格を満たさなくなったとき。
  - イ 違法行為その他ネーミングライツパートナー候補者の責めに帰すべき事由により、社会的信用が失墜し、愛称の使用が適当でないと認められるとき。
  - ウ ネーミングライツパートナー候補者が、候補者決定後に倒産又は倒産をす  
るおそれがあると認められるとき。
- (3) ネーミングライツパートナー候補者の希望に応じて調印式等を開催します。  
日程については、別途協議します。
- (4) 契約の更新に当たっては、更新前の契約条件を基準として、優先的に市と交渉できることとします。
- (5) 契約締結後であっても、契約に定める義務を履行しないとき又は「12 契約の締結及び解除 (2)」に該当した場合は、契約を解除します。この場合において、既納のネーミングライツ料は返還しません。  
また、ネーミングライツパートナーが設置、変更等をした愛称表示及びパートナー紹介表示について、速やかに原状に回復することとし、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

## 13 留意事項

- (1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提案においては、関係法令及び市の条例、規則、要綱等を遵守してください。
- (3) 応募者は関係法令を遵守し、公正な公募を阻害してはいけません。

## 14 問合せ・受付窓口

呉市 総務部 行政改革デジタル推進第1課（呉市役所4階）  
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号  
電話（0823）25-3257  
メールアドレス gyodigi-1@city.kure.lg.jp